



各位

第22回新株予約権及び第23回新株予約権の取得及び消却並びに資金使途の変更に関するお知らせ

記

このような状況の下で本新株予約権を残存させることは、希薄化に見合う資金調達を期待し難い一方、残存する潜在株式が当社株式の需給及び株価形成に対する懸念要因として継続することとなります。当社は、資本政策全体を改めて検討した結果、本新株予約権の全部を取得し、これを消却することにより、株主の皆様の株式価値の希薄化に対する懸念を解消することが適切であると判断いたしました。なお、本件取得は、本新株予約権による資金調達の目的である「オンチェーン経済圏」構想の推進そのものを変更するものではありません。当社といたしましては、株価が下限行使価額の近辺で推移する状況の下で行使を重ね、当初想定を大きく下回る行使価額での株式の交付を継続するよりも、本新株予約権を取得及び消却して潜在株式に係る懸念を解消したうえで、市場環境及び資金需要を踏まえて改めて調達手段を検討することが、株主の皆様の利益に資するものと考えております。今後実施する資金調達の方法及び時期について現時点において決定している事実はございませんが、これにより調達した資金は、従前と同様、原則としてデジタル資産の購入をはじめとする「オンチェーン経済圏」構想の推進に係る投資に充当する方針であります。

なお、本新株予約権の取得は、各本新株予約権の発行要項第 14 項第(1)号の定めに基づき、新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で行うものであり、割当先との間で別途の対価の授受は行いません。

2. 取得及び消却する本新株予約権の概要

	第 22 回新株予約権	第 23 回新株予約権
発行決議日	2026 年 4 月 21 日	2026 年 4 月 21 日
割当日（払込期日）	2026 年 5 月 7 日	2026 年 5 月 7 日
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド	マッコーリー・バンク・リミテッド
発行総数	89,000 個	5,000 個
目的である株式の種類及び数	普通株式 8,900,000 株	普通株式 500,000 株
新株予約権 1 個当たりの 払込金額	50 円	12 円
当初行使価額	1 株当たり 278 円	1 株当たり 600 円
下限行使価額	1 株当たり 148 円	1 株当たり 148 円
権利行使期間	2026 年 5 月 8 日から 2028 年 5 月 8 日まで	2026 年 5 月 8 日から 2028 年 5 月 8 日まで
本日現在の未行使個数 (注 1)	77,799 個	5,000 個（全部）
同未行使個数に係る 潜在株式数	7,779,900 株	500,000 株

(注 1) 未行使個数は 2026 年 8 月 21 日の行使分までを反映した数値であります。本新株予約権は下記

3. に定める取得日の前日までは行使が可能であるため、実際に当社が取得する個数は、当該行使が行われた分だけ減少いたします。

(注 2) 本新株予約権の詳細につきましては、2026 年 4 月 21 日公表の「第三者割当による新株式、行使価額修正条項付第 22 回新株予約権、行使価額修正条項付第 23 回新株予約権及び第 24 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 取得の内容

- (1) 取得する新株予約権の個数 取得日の前日までに行使されず、割当先が保有する本新株予約権の全部（本日現在の未行使個数を前提とした場合、第 22 回新株予約権 77,799 個及び第 23 回新株予約権 5,000 個の合計 82,799 個）
- (2) 取得価額 新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額（第 22 回新株予約権 50 円、第 23 回新株予約権 12 円）。本日現在の未行使個数を前提とした取得価額の総額は 3,949,950 円（第 22 回新株予約権 3,889,950 円、第 23 回新株予約権 60,000 円）となります。
- (3) 取得日 2026 年 9 月 15 日
- (4) 取得の方法 本新株予約権の発行要項第 14 項第(1)号の定めに基づき、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って取得日の 14 日前までに新株予約権者に対する通知を行った上で、取得日に取得いたします。
- (5) 取得日までの新株予約権者の権利 本新株予約権者は、本新株予約権の発行要項に基づき、取得日の前日までは本新株予約権を行使することができます。このため、上記(1)の取得する個数及び上記(2)の取得価額の総額は、取得日の前日までの行使の状況に応じて変動いたします。

4. 消却の内容

- (1) 消却する新株予約権 上記 3. により当社が取得する本新株予約権の全部
- (2) 消却日 2026 年 9 月 15 日
- (3) 消却後の残存数 第 22 回新株予約権及び第 23 回新株予約権のいずれも 0 個

5. 業績に与える影響及び潜在株式数の減少

本新株予約権の取得価額は、それぞれ新株予約権1個当たりの払込金額と同額であり、当社が純資産の部に計上している新株予約権の帳簿価額と一致いたします。このため、本件取得及び消却により2026年12月期の損益に与える影響はありません。

また、本件消却により、当社の潜在株式数は8,279,900株減少いたします（本日現在の未行使個数を前提とした場合。第22回新株予約権7,779,900株、第23回新株予約権500,000株）。

なお、第24回新株予約権（割当先：DeFi Development Corp、発行総数8,000個、潜在株式数800,000株）は本件の対象ではなく、引き続き存続いたします。本件消却後に残存する当社の潜在株式は、第24回新株予約権に係る800,000株のみとなります。

また、本件消却の完了後は、第22回新株予約権に係る月間行使状況の開示は行わないこととなります。

6. 資金使途の変更（開示事項の変更）

本件取得及び本件消却により、本新株予約権の行使による資金調達が行われないこととなります。これに伴い、2026年4月21日公表の「第三者割当による新株式、行使価額修正条項付第22回新株予約権、行使価額修正条項付第23回新株予約権及び第24回新株予約権の発行に関するお知らせ」において開示した資金使途及び支出予定時期を、以下のとおり変更いたします。

なお、新株式（発行新株式数700,000株）により調達した資金186,900,000円は既に払込みが完了しており、本件取得及び本件消却による影響はありません。また、第24回新株予約権は存続するため、同新株予約権の行使により調達を予定する資金についても変更はありません。

（1）本新株予約権により調達を予定していた資金の額及び調達済みの額

①第22回及び第23回新株予約権により調達を予定していた額	2,731,710,000円
②うち本日現在調達済みの額（注）	194,047,800円
③本件取得及び消却により調達が行われないこととなる額（①－②）	2,537,662,200円

（注）②の内訳は、本新株予約権の発行価額4,510,000円（第22回新株予約権4,450,000円、第23回新株予約権60,000円）及び第22回新株予約権の行使に際して払い込まれた金額189,537,800円であります。

（2）変更後の資金使途及び支出予定時期

＜本新株予約権により調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	変更前（百万円）	変更後（百万円）	支出予定時期
「オンチェーン経済圏」構想の推進に係る投資（デジタル資産の購入・保有・運用）	2,671	433	2026年5月～2028年12月
AI×オンチェーン領域での事業シナジーの創出に係る投資	300	—	—
合計	2,971	433	—

（注1）変更前の金額は、第22回新株予約権、第23回新株予約権及び第24回新株予約権の行使により調達する資金の合計額であります。

（注2）変更後の金額433百万円の内訳は、上記（1）②の調達済みの額194,047,800円及び第24回新株予約権の行使により調達を予定する額238,904,000円であります。

(注3) 支出予定時期は、変更前において「オンチェーン経済圏」構想の推進に係る投資が2026年5月から2028年12月まで、AI×オンチェーン領域での事業シナジーの創出に係る投資が2026年8月から2028年12月までであり、前者については変更ありません。

上記(1)②の調達済みの額194,047,800円につきましては、その全額を「オンチェーン経済圏」構想の推進に係る投資として、デジタル資産の購入に充当する予定であります。

他方、上記(1)③の2,537,662,200円については調達が行われないこととなるため、当該金額を原資として予定していた投資、すなわち「オンチェーン経済圏」構想の推進に係る投資のうち2,238百万円に相当する部分及びAI×オンチェーン領域での事業シナジーの創出に係る投資300百万円の全額につきましては、当面その実施を見合わせることにいたします。

これらの投資に充当する資金の調達方法及び時期について、現時点において決定している事実はございません。当社は、事業計画の進捗、資金需要及び市場環境を踏まえ、資金調達の方法を含めた検討を進めており、決定した事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以 上